

性犯罪及び性暴力の被害者の支援強化に取り組む宣言

性犯罪及び性暴力は、被害者を心身ともに深く傷つけるものである。こうした被害者が被害から回復するためには多面的な支援が必要となるところ、私たち弁護士にも法的な支援を提供する役割が求められている。

現状では、犯罪被害者のための専用の法律相談や電話相談の窓口が当連合会内のすべての弁護士会において設置されている状況にはなく、法的支援を必要とする被害者にとって、弁護士へのアクセスルートが十分に整備されていない。そこで、できるだけ早期に弁護士へのアクセスルートを整備する必要がある。具体的には、何よりも電話相談を含めて、性犯罪及び性暴力の被害者が相談しやすい窓口を設置する必要がある。

また、性犯罪及び性暴力の被害者への法的支援を行う弁護士には、犯罪被害者支援の中でもより一層の専門性が要求される。このため、性犯罪及び性暴力被害者に質量ともに十分な支援を提供するための対応体制を整備する必要がある。そこで、犯罪被害者支援の役割の担い手に対する研修等の充実を図るとともに、活動の経済的基盤を確保するために犯罪被害者法律援助等による費用負担についても見直しを検討すべきである。

さらに、性犯罪及び性暴力の被害者については、支援を受けること自体に心理的及び社会的負担を伴う傾向が指摘されており、犯罪被害者支援を実効的なものとするためには、法的支援にとどまらない他領域における支援も必要である。このため、犯罪被害者支援においては、医療、行政、司法、心理、福祉、民間支援等の専門機関（以下、「各関係機関」という）の連携強化を図ることが不可欠である。特に、各関係機関相互の機能を有機的に連動させ、性犯罪及び性暴力の被害者の心理的、社会的負担を減らすためには、性犯罪及び性暴力の被害者のためのワンストップ支援センターの設立及び運営が有益である。国も第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）及び第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）に、全国的に同センターを設置することを促進する施策を盛り込んでいる。当連合会の各弁護士会においても、連携強化の一環として各地における同センターの設置及び運営に協力することが望ましい。

また、性犯罪及び性暴力の被害者が適切な支援にたどり着くことを困難にしている要因として、社会において、性犯罪及び性暴力による被害やその被害者に

ついて適切な理解がされておらず、被害者に偏見の目が向けられることから、被害者が自身の被害について他者に打ち明けられない傾向があることが指摘されている。そこで、性犯罪及び性暴力の被害者が、支援を望む場合には、ためらうことなく被害を申告することができ、被害からの回復に向けて、希望に応じた手段を自由に選択できるようにするために、性犯罪及び性暴力による被害やその被害者の置かれた状況について適切な理解を求める啓発活動を広く社会に向けて行う必要がある。

よって、当連合会は、性犯罪及び性暴力の被害者が法的支援をはじめとする様々な支援を適切に受けられる環境を実現するために、以下のとおり宣言する。

- 1 弁護士による相談のための窓口の設置、活性化及びその充実に積極的に取り組むこと。
- 2 弁護士に対する研修制度の充実を図るとともに、各種費用援助制度の適正化に向けて、調査及び検討を行うこと。
- 3 性犯罪及び性暴力の被害者のためのワンストップ支援センターの設置及び運営に協力することを含め、性犯罪及び性暴力の被害者を支援する各関係機関との連携を強化すること。
- 4 性犯罪及び性暴力による被害やその被害者がおかれている状況に対する正しい理解を求めて社会に啓発する活動を行うこと。

2016年（平成28年）11月18日
四国弁護士会連合会